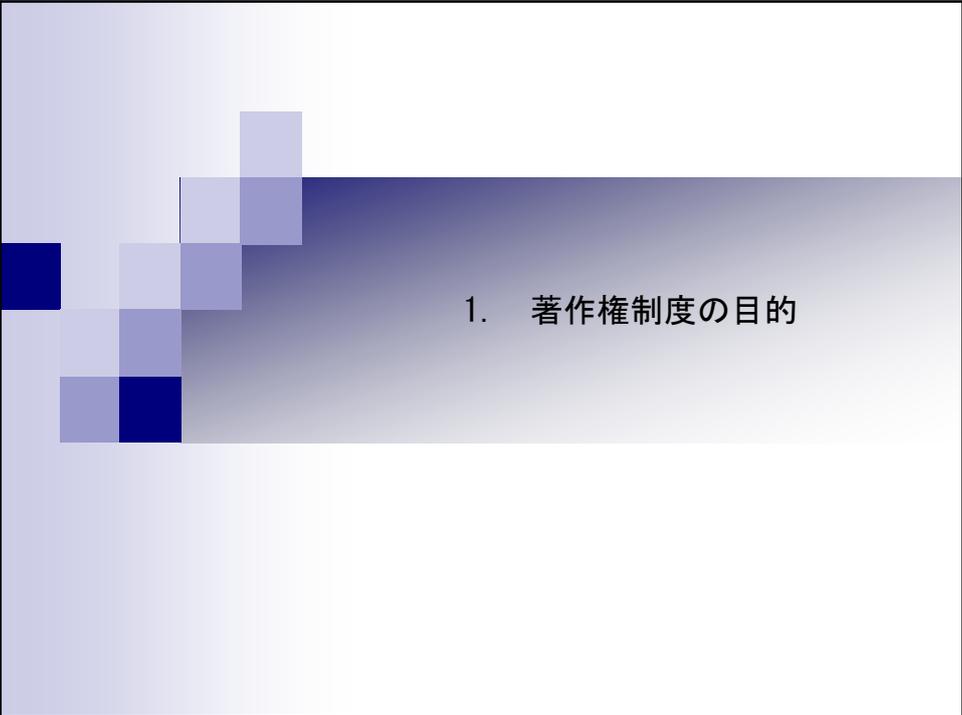


図書館と著作権

筑波大学大学院図書館情報メディア研究科
新保 史生



1. 著作権制度の目的



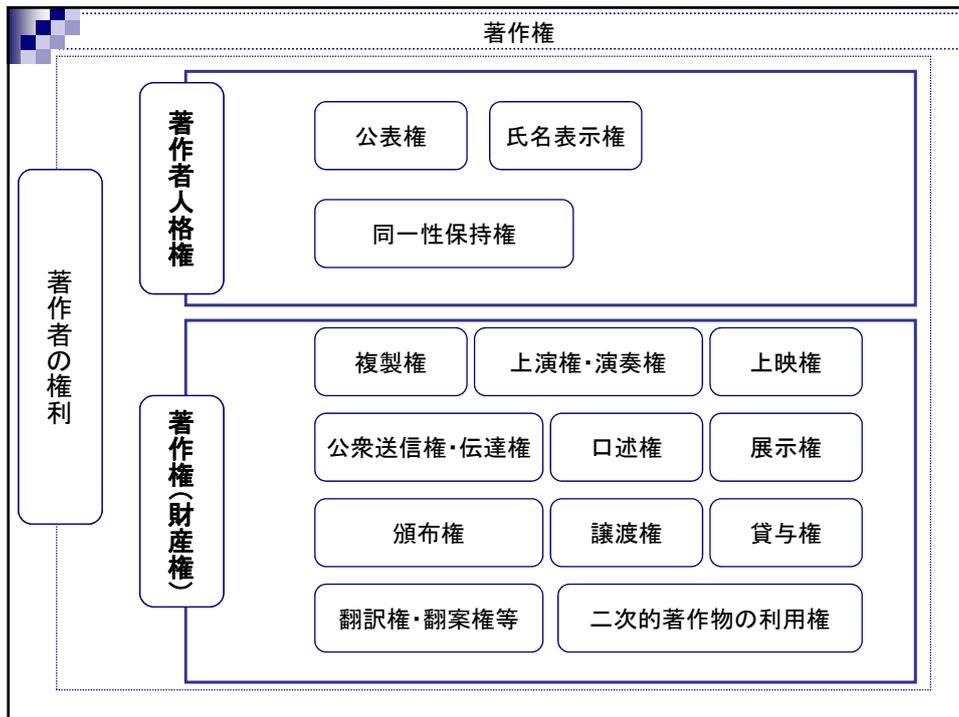
知的財産権

知的財産・知的財産権とは

- ○「知的財産基本法」(平成14年12月4日法律第122号)
 - 知的財産保護の基本となる事項を定めた法律
 - ○「知的財産」とは、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」(知的財産基本法第2条1項)
 - ○「知的財産権」とは、「特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」(知的財産基本法第2条1項)

知的財産権とは		
著作権法	著作権	表現を保護
特許法	特許権	技術的な発明を保護
実用新案法	実用新案権	技術的なアイデアを保護
意匠法	意匠権	工業デザインを保護
商標法	商標権	商品やサービスのマークを保護
不正競争防止法	営業秘密	営業秘密、ドメイン名、著名標識などの保護
半導体回路配置保護法	回路配置利用権	半導体回路配置の保護
種苗法	育成者権	種苗の品種の保護





- 著作物とは
- 著作権法で保護の対象となる著作物であるためには、以下の事項をすべて満たすものである必要がある。
- (1)「思想又は感情」を表現したものであること
 - → 単なるデータが除かれる
 - (2)思想又は感情を「表現したもの」であること
 - → アイデア等が除かれる
 - (3)思想又は感情を「創作的」に表現したものであること
 - → 他人の作品の単なる模倣が除かれる
 - (4)「文芸, 学術, 美術又は音楽の範囲」に属するものであること
 - → 工業製品等が除かれる

著作物の種類	
言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など(口頭の場合と書面の場合)
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞 (歌詞自体は言語の著作物)
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、まんが、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビ映画、ビデオソフト、ゲームソフトなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

その他の著作物	
二次的著作物	著作物(原著作物)を翻訳、編曲、変形、翻案(映画化など)し作成したもの (小説の映画化は翻案)(写真を絵画に変換する場合は変形)
編集著作物	百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など
データベースの著作物	編集著作物のうち、コンピュータで検索できるもの

著作物に該当しないもの

- 1. 憲法そのほかの法令(地方公共団体の条例、規則も含む。)
- 2. 国や地方公共団体又は独立行政法人の告示、訓令、通達など
- 3. 裁判所の判決、決定、命令など
- 4. 1から3の翻訳物や編集物で国や地方公共団体又は独立行政法人の作成するもの

著作者とは

- 著作者 = 著作物を創作した人のこと
- 以下の要件をすべて満たした場合に限り、創作活動を行った個人ではなく、その人が属している会社等が著作者となる = 法人著作
- (1)その著作物を作る企画を立てるのが法人その他の使用者であること。
- (2)法人等の業務に従事する者の創作であること。
 - → 部外者に委嘱して作成された場合など、会社との間に支配・従属関係にない場合は除かれる。
- (3)職務上作成されること
 - → 具体的に作成することを命じられた場合に限り、大学教授の講義案のように、その職務に関連して作成された場合は除かれる。
- (4)公表するときに法人等の名義で公表されること
 - → 通常、コンピュータプログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要は無い。
- (5)契約や就業規則で職員を著作者とする定めがないこと。

■ 著作者の権利の発生及び保護期間

■ 著作権, 著作者人格権, 著作隣接権

- 著作物を創作した時点で発生
- 権利を得るための手続は, 一切必要ない

■ 著作権の保護期間は, 原則として著作者の生存年間及びその死後50年間

保護期間の例外

著作物の種類	保護期間
○ 無名・変名(周知の変名は除く)の著作物	公表後50年(死後50年経過が明らかであれば, その時点まで)
○ 団体名義の著作物 ○ 映画の著作物	公表後50年(創作後50年以内に公表されなかったときは, 創作後50年)

このほか, 外国人の著作物の保護期間については, 若干の特例が設けられている。

著作者
人格権

著作権
(財産権)

■ 著作者の人格権
(著作者の人格的利益を保護する権利)

- 公表権(18条)
 - 未公表の著作物を公表するかどうか等を決定する権利
- 氏名表示権(19条)
 - 著作物に著作者名を付すかどうか、付す場合に名義をどうするかを決定する権利
- 同一性保持権(20条)
 - 著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利

■ 著作権(財産権)

(著作物の利用を許諾したり禁止する権利)

- 複製権(21条)
 - 著作物を印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製する権利
- 上演権・演奏権(22条)
 - 著作物を公に上演し、演奏する権利
- 上映権(22条の2)
 - 著作物を公に上映する権利
- 公衆送信権等(23条)
 - 著作物を公衆送信し、あるいは、公衆送信された著作物を公に伝達する権利
- 口述権(24条)
 - 著作物を口頭で公に伝える権利
- 展示権(25条)
 - 美術の著作物又は未発行の写真の著作物を原作品により公に展示する権利
- 頒布権(26条)
 - 映画の著作物を公に上映し、その複製物により頒布する権利
- 譲渡権(26条の2)
 - 映画の著作物を除く著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利(一旦適法に譲渡された著作物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
- 貸与権(26条の3)
 - 映画の著作物を除く著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利
- 翻訳権・翻案権等(27条)
 - 著作物を翻訳し、編曲し、変形し、脚色し、映画化し、その他翻案する権利
- 二次的著作物の利用に関する権利(28条)
 - 翻訳物、翻案物などの二次的著作物を利用する権利

著作権隣接権

■ 著作隣接権

- 著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者(実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者)に与えられる権利

■ 著作隣接権の発生

- 実演、レコードの固定、放送又は有線放送を行った時点で発生する(無方式主義)

■ 著作隣接権の保護期間

- 実演、レコード発行、放送又は有線放送が行われたときから50年間

■ レコード製作者の権利

- 著作隣接権
 - 複製権(96条)
 - レコードを複製する権利
 - 送信可能化権(96条の2)
 - レコードを端末からのアクセスに応じ自動的に公衆に送信し得る状態に置く権利
 - 譲渡権(97条の2)
 - レコードの複製物を公衆に譲渡する権利(一旦適法に譲渡されたレコードの複製物のその後の譲渡には、譲渡権が及ばない)
 - 貸与権(97条の3)
 - 商業用レコードを貸与する権利(最初の販売後1年間のみ)
- 放送二次使用料を受ける権利(97条)
 - 商業用レコードが放送・有線放送で使用された場合の使用料を放送事業者・有線放送事業者から受ける権利
- 貸レコードについて報酬を受ける権利(97条の3)
 - 貸レコード業者から報酬を受ける権利(貸与権消滅後49年間)

■ 著作物が自由に使える場合

- 私的使用のための複製(第30条)
- 図書館等における複製(第31条)
- 引用(第32条)
- 教科用図書等への掲載(第33条)
- 学校教育番組の放送等(第34条)
- 教育機関における複製(第35条)
- 試験問題としての複製(第36条)
- 点字による複製等(第37条)
- 聴覚障害者のための自動公衆送信(第37条の2)
- 営利を目的としない上演等(第38条)
- 時事問題に関する論説の転載等(第39条)
- 政治上の演説等の利用(第40条)
- 時事の事件の報道のための利用(第41条)
- 裁判手続等における複製(第42条)
- 情報公開法等における開示のための利用(第42条の2)
- 放送事業者等による一時的固定(第44条)
- 美術の著作物等の原作品の所有者による展示(第45条)
- 公開の美術の著作物等の利用(第46条)
- 美術の著作物等の展示に伴う複製(第47条)
- プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の2)

2. 遵守法令・ガイドライン

■ 2.1. 法令

- 著作権法
- 著作権法施行令
- 著作権法施行規則

■ 2.2. ガイドライン

- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館における文献複写に関する実務要項」(平成15年1月30日)(以下「**実務要項**」という。)
- 国公立大学図書館協力委員会「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」(平成17年7月15日)
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」(平成18年1月1日)
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「複製物の写り込みに関するガイドライン」(平成18年1月1日)
- 社団法人日本図書館協会・国公立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会「『図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン』に関するQ&A」、「『複製物の写り込みに関するガイドライン』に関するQ&A」(平成18年1月1日)
- 国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会「大学図書館における著作権問題Q&A(第5版)」(平成18年3月23日)(以下「**著作権問題Q&A**」という。)

3. 著作権問題Q & A

- 1. セルフコピー、私的複製
- 2. 公表された著作物の一部分
- 3. 発行後相当期間
- 4. ILL
- 5. 企業等からの複写依頼
- 6. FAX、DDS
- 7. オンライン情報、データベース
- 8. 映像資料、音楽資料、録音資料
- 9. 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
- 10. 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
- 11. 寄託資料、リザーブブック
- 12. 資料保存のための複製
- 13. 広報、展示
- 14. その他の複写等の問題
- 15. 貸出、公貸権
- 16. 利用許諾、罰則

©2006 SHIMPO Fumio

4. 図書館等における複製

■ 4.1. 著作権法31条の定める図書館(著作権法施行令第1条の3)

- ○ 国立国会図書館(柱書)
- ○ 公共図書館(1号:図書館法2条1項の図書館)
- ○ 大学や高専の図書館(2号:学校教育法1条の大学又は高等専門学校に設置された図書館及びこれに類する施設)
- ○ 特別法に基づく高等教育機関(防衛大学校や水産大学校)の図書館(3号:学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館)
- ○ 公共施設(4号:一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの)
- ○ 研究所等が設置する施設(5号:学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によって設置されたもので、資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの)
- ○ 公益法人が設置する施設(6号:公益法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの)

©2006 SHIMPO Fumio

■ 4.2. 複製の主体、対象及び態様

- 図書館その他の施設で政令で定めるもの
- 営利を目的としない事業
- 対象となる図書館資料の範囲
- 利用者が持ち込むハンディスキャナによる読み取り
- 携帯カメラによる撮影をめぐる問題

■ 4.3. 利用者の求めによる複製

- 利用者の調査研究の用に供するため
- 図書館利用者に複製権を認めたものではない(「複写サービス事件」東京地判平成7年4月28日)
- 公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供

■ 4.4. 図書館資料保存のための複製

- 各種記録媒体への保存
- 技術の進歩と記録媒体の変遷への対応

■ 4.5. 他の図書館等の求めによる複製

- 他の図書館等とは、著作権法施行令第1条の3に定めるものに限られる

5. 複製について

5.1. 実務要項

- ○ 文献複写に関する実務要項の適用範囲
 - セルフ式自動コピー機による文献複写の範囲
 - 大学図書館の範囲
- ○ 著作権法尊重態度の周知
 - 周知(図書館利用者(教職員・学生等)への著作権尊重の重要性及び複写範囲の周知)
 - 周知内容(容認する複写の範囲等)
- ○ セルフ式自動コピー機による複製
 - コピー機の管理
 - 複写申込
 - 誓約書
 - 点検
 - 予防措置
- ・その他:プライバシー保護

5.2. 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供

- ○ 現物貸借で借り受けた図書の借受館による複製物の提供について
- ○ 「図書」の範囲
 - 雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれない
- ○ 図書の借受
 - 「入手困難な場合」とは
- ○ 複製の受付・作成
 - 貸出館および借受館が共に著作権法第31条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することができる図書館であること
 - 「貸出館が明示的に禁止している場合」とは
 - 著作権法第31条第1号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続
- ○ 図書の購入努力義務

5.3. 複製物の写り込み

- ○ 複製物に写り込まれる著作物の一部分以外の部分の取り扱い
- ○ 複製物の作製
 - 同一紙面(原則として1頁を単位とする)とは
- ○ 全部又は大部分の複製の禁止
- ○ 対象資料の範囲
 - 除外: ①楽譜、②地図、③写真集・画集(書の著作物を含む)、④雑誌の最新号
 - 複製しようとする紙面に挿図、引用資料、説明資料として、それらが掲載されている場合

6. 公衆送信について

6.1. 図書館間相互利用

- ○ 依頼及び受付に係る手続
- ○ 複製及び送付に係る手続
 - 有体通信(郵便・宅配便等)を利用した送付
 - 無体通信(FAX・インターネット等)を利用した送付
- ○ 中間複製物の破棄
 - 無体通信を利用した送信時に作成された画像イメージの破棄
- ○ 資料の購入努力義務
 - 同一資料の反復複製依頼時の購入努力(年間11回以上)
- ○ 契約及び合意の内容
 - 契約及び合意の当事者
 - 契約の締結(株式会社日本著作出版権管理システム
<<http://www.jcls.co.jp>>)
 - 合意書の取り交わし(有限責任中間法人学術著作権協会
<<http://www.jaacc.jp>>)
 - 大学図書館の範囲
- 対象となる資料

7. その他の関係法令及び課題

■ 8.1. 個人情報の取扱い

■ ○個人情報保護関連五法

- ・利用者情報・利用情報(記録)の取扱い(著作権法に基づく各種手続において利用者から取得する個人情報の取扱い)
- ・個人情報関係資料の取扱い(図書館資料としての名簿の取扱い、目録)
 - ○ 日本図書館協会目録委員会「個人情報保護と日本目録規則(NCR)との関係について」(2005年6月11日)
- ・情報セキュリティ対策(組織、人、物、技術)(図書館におけるWinnyの利用は論外)

■ 8.2. RFIDの利用

- ○総務省「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」(平成16年6月8日)
- 図書館におけるRFIDの導入に伴うガイドライン策定の必要性

図書館と個人情報保護関連法令の適用関係				
適用対象外	行政	独立行政法人	個人情報取扱事業者	地方公共団体
国立国会図書館	行政機関内		公共図書館 図書館法第2条第2項に定める 私立図書館	都道府県立図書館 市区町村立図書館
	支部図書館		大学・学校図書館	
私設図書館	裁判所図書館	行政官公庁図書室		
		国立大学附属図書館 国立学校図書館	私立大学図書館 私立学校図書館	公立大学図書館 公立学校図書館
			専門図書館 営利企業(個人情報取扱事業者)内 図書館 民間団体図書館 調査・研究機関内図書館	議会図書館